

公欠の承認基準について

音楽学部・研究科の学生の公欠が認められる事由は下記のとおりです。

公欠として認められる事由	公欠として認められる期間
1 忌引	(1) 配偶者、1親等(父母及び子) 連続する7日間 (2) 2親等(祖父母、兄弟姉妹及び孫) 連続する3日間
2 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染のおそれがある場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止期間
3 裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	(1) 裁判員 裁判(公判、評議、評決等)に参加した日 (2) 裁判員候補者 裁判員選任手続のために裁判所に行つた日
4 教育実習及び介護等体験	(1) 教育実習 実習期間及び実習校との事前打合せに参加した日 (2) 介護等体験 体験を行う日
5 藝大定期演奏会に参加する出演者	演奏会及びゲネプロ当日
6 その他学部教授会が認めた特別事由	教授会が認めた期間

【注意事項】

- 集中講義の公欠は認められない。
- 学内演奏会・コンクール等は公欠の対象とはならない。
- 「2 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症」については大学HPの「学生生活>福利厚生・生活サポート>学校における感染症」を確認すること。
- 「5 藝大定期演奏会に参加する出演者」については音楽学部教授会で承認されたもののみが公欠の対象となる。承認の有無は定期演奏会を開催する教員室に確認すること。
- 公欠申請手続きについてはポータルサイトの「キャビネット：02 音楽学部／音楽研究>06 公欠申請手続き」を確認すること。